

労働派遣事業におけるマージン率等の公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間：令和3年8月～令和4年7月)

記

- 令和5年6月1日付派遣労働者数 126人
- 令和4年度(令和5年報告分) 派遣先事業所数(実数) 107件
- 令和4年度(令和5年報告分) 労働者派遣に関する料金の加重平均額 15,020円
※1日当たりの料金額(8時間労働として計算)
- 令和4年度(令和5年報告分) 派遣労働者の賃金の額の加重平均額 10,712円
※1日当たりの賃金額(8時間労働として計算)
- 令和4年度(令和5年報告分) マージン率 28.68%
【マージン率 = (派遣料金の平均) - (派遣労働者への賃金) ÷ 派遣料金の平均】

【マージン率に含まれるもの】

- ・雇用主として負担する社会保険料と労働保険料
- ・派遣労働者が取得する年次有給休暇
- ・営業、管理、採用活動等の事業運営に関わる労働者の人件費
- ・教育訓練費用等
- ・事務所賃料、光熱費、通信費をはじめとする諸費用

以上